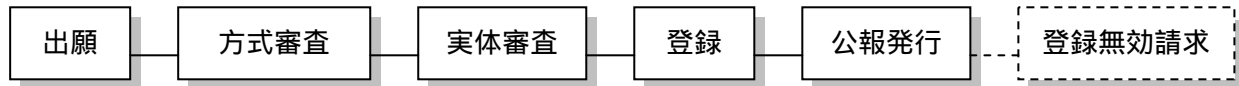


現行意匠法における制度パターン

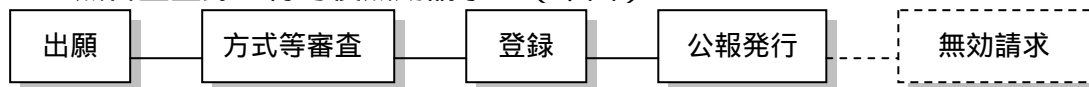
シングルトラック

A 審査登録型（日本、米国等）

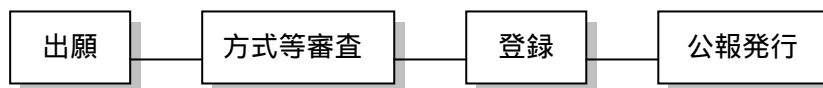


米国では、特別料金を払うことによって、早期審査を行う運用あり¹。また公報発行後に、意匠特許の権利期間内に限り特許性について再審査を求める再審査制度を持つ。

B 無審査登録・付与後無効請求型（中国）



C 無審査登録型（フランス、ドイツ等）

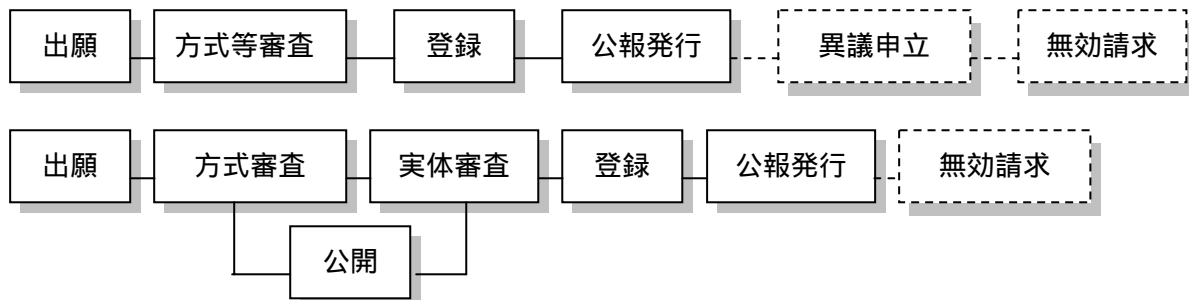


権利発生後の権利の有効無効の判断には行政庁は関与せず、全て裁判所で争われる。

¹ 米国特許法施行規則 1.155：意匠特許の早期審査に係る規定。料金は 1.17(k)で規定、900US ドル

ダブルトラック

E 保護対象分割型（韓国）



上段で保護されるのが、繊維等の短ライフサイクルの意匠。

下段で保護されるのが、上記の意匠を除く意匠。公開は出願人の任意で、公開により補償金請求権が発生するが、利用率は低く出願全体の約 1%。

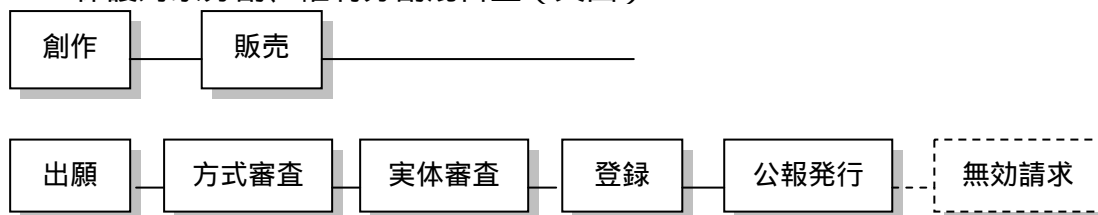
F 権利分割型（EU規則）



上段の無登録共同体意匠として保護されるのは全ての意匠、模倣排除効の意匠権、保護期間は共同体内で最初に公衆の利用に供された日から 3 年。我が国の不正競争防止法によるデッドコピー規制に類似した制度だが、無登録共同体意匠は実施許諾が可能であるのに対し、我が国のデッドコピー規制は、保護を受ける権利の譲渡不可。

下段の登録共同体意匠として保護されるのは全ての意匠、絶対排他効の意匠権、保護期間は出願から 5 年で、5 年毎更新可、最長 25 年²。

G 保護対象分割、権利分割混合型（英国）



上段は模倣排除効の意匠権、保護期間は意匠が最初に文書に記録された年又は最初に製造された年の早い方の末日から 15 年。物品が製造されて 5 年以内に物品の販売か物品の貸与が行われたときは、いずれか早い時から 10 年。技術的機能によって支配される意匠についても保護可。

下段は絶対排他効の意匠権、保護期間は登録から 5 年で、5 年毎更新可、最長 25 年。技術的機能によって支配される意匠の保護不可。実体審査については、新規性等の判断に係るサーチの実施・不実施は審査官の裁量に任されており、現在ではほとんどの案件についてサーチがなされていない。登録無効請求は、行政庁・裁判所のいずれにも求められる。

² 当該登録共同体意匠は、調和庁に無効宣告を申し立てること、共同体意匠裁判所へ侵害手続きにおける反訴の形で無効宣告を要求することの何れも可能。